

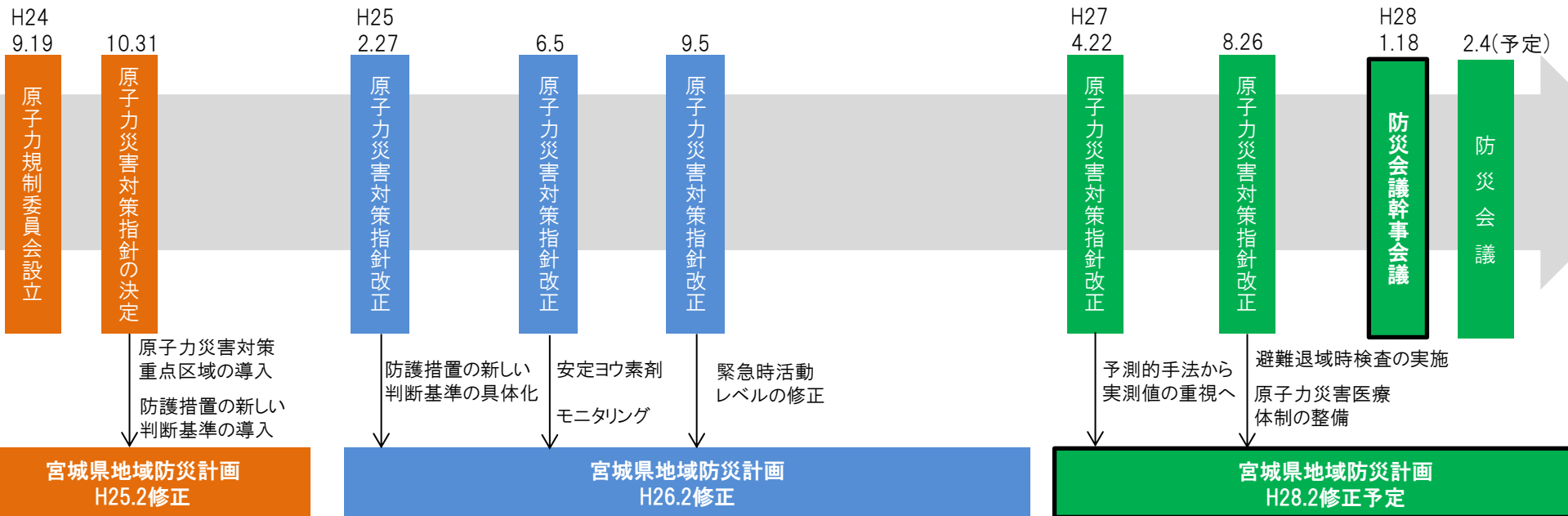
宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

目 次

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 修正の経緯 | 1 |
| (2) 平成27年度の主な修正内容 | 2 |
| (3) その他の修正内容 | 3 |

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

<修正の経緯>



H25.2修正の概要

□原子力災害対策重点区域の導入

〔PAZ: 予防的防護措置を準備する区域〕

- ・発電所から概ね5km
- ・放射性物質放出前の防護措置を準備

〔UPZ: 緊急時防護措置を準備する区域〕

- ・発電所から概ね30km
- ・放射線による確率的影響のリスクを最小限に抑えるための防護措置を準備

□防護措置の新しい判断基準の導入

〔EAL: 緊急時活動レベル〕

放射性物質放出前の段階で避難等の予防的防護措置を講ずるための判断基準で、発電所の状態等で設定

〔OIL: 運用上の介入レベル〕

放射性物質放出後、緊急時モニタリング結果と照らし併せて判断するための基準で、線量率など計測可能な値で設定

H26.2修正の概要

□緊急時活動レベルの全面修正

【緊急事態区分に該当する個々のEALを全面修正】

- ・警戒事態に該当するEALを追加
- ・各施設ごとのEALを細密化

□安定ヨウ素剤

【安定ヨウ素剤予防服用体制を区域に応じて構築】

- ・事前配布に係る説明会の開催
- ・紛失等に備えた予備の備蓄
- ・緊急時の配布体制の構築
- ・緊急時の副作用に係る対応

□緊急時モニタリング体制

【国による緊急時モニタリングの統括】

- ・緊急時モニタリングセンターの導入
- ・緊急事態区分及びOILに基づくモニタリング
- ・状況に適した緊急時モニタリングの実施

H28.2修正の概要

□予測的手法から実測値の重視へ

- ・SPEEDIのような大気中拡散シミュレーションの活用に関する文言の削除
- ・避難や一時移転の判断について、予測の結果を参考とする文言の削除
- ・緊急時モニタリング結果の集約・共有

□避難退域時検査の実施

- ・OILに基づく防護措置として避難又は一時移転の対象となった住民等を対象に検査を実施

□原子力災害医療体制の整備

- ・原子力災害医療協力機関の登録
- ・原子力災害拠点病院の指定
- ・原子力災害医療・総合支援センターの指定
- ・高度被ばく医療支援センターの指定
- ・県災害対策本部に原子力災害医療調整官を配置

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について <平成27年度の主な修正内容>

原子力規制委員会

「原子力災害対策指針」の改正状況

- H27. 4. 22 ○大気中拡散予測の結果を避難の参考情報とする文言の削除
○緊急時モニタリング結果の集約・共有 など
- H27. 8. 26 ○避難退域時検査の実施
○原子力災害医療体制の整備 など



地域防災計画

(第2章及び第3章に反映)

- 第1章 総 則
第2章 原子力災害事前対策
第3章 緊急事態応急対策
第4章 原子力災害中長期対策

実測値

退域検査

医療体制

予測的手法から実測値の重視へ

【予測的手法について】

- SPEEDIのような大気中拡散シミュレーションの活用に関する文言の削除
- 避難や一時移転の判断について、予測の結果を参考とする文言の削除

<原子力災害対策指針（一部抜粋）>

(改正前)

- ・施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、気象予測や大気中の拡散予測の結果等を参考とする



(改正後)

- ・施設の状況や緊急時モニタリングの結果等を踏まえて必要性を判断する

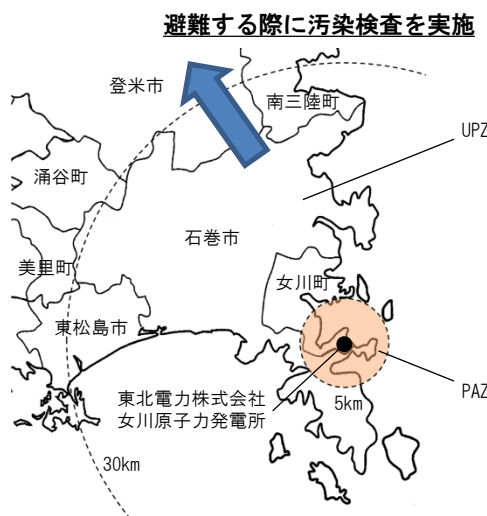
【実測値の集約】

□緊急時モニタリング結果の集約・共有

- ・緊急時モニタリングの結果の一元的な集約及び迅速な共有が可能となる仕組みを整備
- ・集約及び共有したモニタリング結果をわかりやすく、かつ迅速に公表

避難退域時検査の実施

【汚染程度の把握】



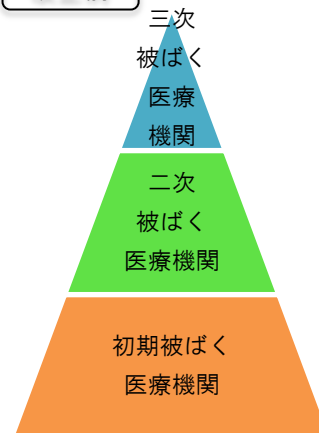
□避難退域時検査

- ・OILに基づく防護措置として避難又は一時移転の対象となった住民等を対象に検査を実施
- ・従来は「体表面汚染スクリーニング」として実施していたもの
- ・基準値を超過していた場合、簡易除染を行う

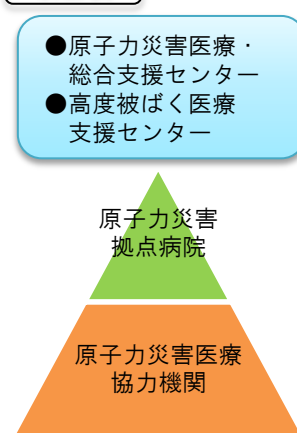
原子力災害医療体制の整備

【医療体制の変更】

改正前



改正後



□原子力災害医療協力機関

- ・UPZ内外の公立病院や職能団体、民間企業など幅広く登録(避難退域時検査等で拠点病院を支援)

□原子力災害拠点病院

- ・原則、災害拠点病院から指定(汚染の有無に関わらず診療)

□原子力災害医療・総合支援センター

- ・弘前大学等(国による指定)
- ・原子力災害医療派遣チームの派遣調整等

□高度被ばく医療支援センター

- ・弘前大学、放射線医学総合研究所等(国による指定)
- ・高度専門診療及び研修

□県災害対策本部に原子力災害医療調整官を配置

複合災害への対応を強化

警戒事態※の発生と下欄②の自然災害が同時に発生した場合は、災害対策本部体制をとる

事象		現行	修正案
①	警戒事態※ (原子炉冷却材の漏えい、外部電源の喪失等)	原子力災害警戒本部体制	変更なし
②	・宮城県に大津波警報 ・県内で震度5弱、強	特別警戒本部体制	変更なし
③	① + ②のいずれか	特別警戒本部体制	災害対策本部体制
④	県内で震度6弱以上	災害対策本部体制	変更なし

※警戒事態のうち県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合や宮城県に大津波警報が発表された場合を除く

該当箇所 資料4 新旧対照表P.21

(現行)

警戒事態に該当する事象のうち、震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されることから、県は災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとし、同様に大津波警報発表の場合は特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。

(修正案)

以下の場合には、特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。

- ・宮城県に大津波警報が発表された場合又は県内で震度5弱、強を観測する地震が発生した場合

また、以下の場合には自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たるため、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。

- ・県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合
- ・宮城県に大津波警報が発表された場合又は県内で震度5弱、強を観測する地震が発生した場合において、警戒事態(ただし、大津波警報が発表された場合の警戒事態を除く)に該当する事象が発生した時